

令和4年度 新潟県臨床検査技師会

下越支部総会

- 日 時 令和5年2月25日(土) 15:30~16:00
- 会 場 (一財) 下越総合健康開発センター 大講堂
新発田市本町4-16-83 Tel 0254(24)1145
- 主 催 一般社団法人 新潟県臨床検査技師会 下越支部

令和4年度下越支部総会議案

議案1) 令和4年度事業報告

議案2) 令和4年度決算報告

議案3) 監査報告

議案4) 令和5年度事業計画（案）について

議案5) 令和5年度予算（案）について

議案6) 支部理事交代について

議案 1) 令和 4 年度下越支部事業報告

<研修会等>

(1) 第 1 回支部研修会 (Web 開催)

日時：令和 4 年 7 月 2 日 (土) 14:00~16:00

場所：各施設、自宅等

内容：「今さら聞けない検査の基本 2022」

- ① 救急検査部門
講師 新潟県立妙高病院 高橋 政江 技師
- ② 微生物検査部門
講師 新潟県立中央病院 山本 絢子 技師
- ③ 輸血細胞治療部門
講師 新潟勤労者医療協会下越病院 大倉 一晃 技師

参加者：72 名(会員 72 名)

生涯教育認定 専門 20 点

(2) 第 2 回支部研修会 (Web 開催)

日時：令和 4 年 9 月 3 日 (土) 14:00~16:00

場所：各施設、自宅等

内容：「今さら聞けない検査の基本 2022 part 2」

- ① 一般検査部門 「髄液検査について」
講師 長岡赤十字病院 松雪 咲身 技師
- ② 生理検査部門 「心電図について」
講師 新潟大学医歯学総合病院 松浦 芳 技師
- ③ 生化学検査部門 「異常値の考え方」
講師 新潟県立新発田病院 小野間 健介 技師

参加者：51 名(会員 51 名)

生涯教育認定 専門 20 点

(3) 第 3 回支部研修会 (Web 開催)

日時：令和 5 年 2 月 25 日 (土) 14:00~15:00

場所：各施設、自宅等

内容：「Good Laboratory Pipetting (GLP) セミナー

(ピペットの基礎から、正しい使用方法、メンテナンス、校正、精度管理など)」

講師 サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社
ラボプロダクツ事業部 佐坂 真一 先生

参加者： 名(会員 名)

(4) 下越支部総会 (議決権行使書)

日時：令和 5 年 2 月 25 日 (土) 15:30~16:00

場所：(一財) 下越総合健康開発センター 2 階 大講堂

<下越支部理事会>

今年度は、支部研修会打合せ等で9回開催した。

- 第1回：4月20日 (Web 会議)
- 第2回：5月17日 (Web 会議)
- 第3回：6月21日 (Web 会議)
- 第4回：7月2日
- 第5回：9月3日
- 第6回：10月18日 (Web 会議)
- 第7回：11月15日 (Web 会議)
- 第8回：12月20日 (Web 会議)
- 第9回：1月17日 (Web 会議)

<ホームページ>

下越支部ホームページについては研修会の案内、参加報告など更新した。

<アンケート>

今後の支部活動の参考とするため総会議決権行使書にアンケート欄を設けた。

議案4) 令和5年度下越支部事業計画(案)

<研修会等>

年2回の研修会を実施する予定。
令和6年2月に総会を実施する予定。
アンケートを回収し、今後の研修会の参考にする。

<ホームページ>

研修会・参加報告などを随時更新する予定。
なお、会員への周知事項等重要な連絡については、新潟県臨床検査技師会の文書システムに登録して頂いてあるメールアドレスを利用してメール配信する

<理事会>

研修会・その他支部活動の打ち合わせのため適宜開催予定。

議案2)、3)、5)

令和4年度 新臨技師会下越支部決算報告書

及び 令和5年度予算案

(単位:円)

<収入の部>

科目	4年度予算	4年度決算	摘要	5年度予算案
会費	160,000	0		
組織強化費	80,000	0		
支部活動費	0	250,000		250,000
会場整理費	10,000	0	会場費	10,000
雑収入	1,000	4	預金利子	1,000
前年度繰越金	461,123	461,123		475,467
合計	712,123	711,127		736,467

令和4年度より会費及び組織強化費は支部活動費として定額支給へと変更されました。

<支出の部>

科目	4年度予算	4年度決算	摘要	5年度予算案
会議費	220,000	168,000	理事会日当	200,000
研修会費	200,000	45,282	講師謝礼、会場使用料、飲み物代 他	200,000
文書費	10,000	0		10,000
通信費	15,000	2,688	切手代・封筒代	15,000
交通費	50,000	18,480	理事会交通費	50,000
予備費	217,123	1,210	備品 他	261,467
合計	712,123	235,660		736,467

収入 711,127 円 - 支出 235,660 円 = 475,467 円を令和5年度へ繰り越します。


令和 5年 1月 20日現在

会計監査報告書

令和4年度新臨技師会下越支部の会計収支を関係書類と照合、精査した結果、会計報告書のとおり相違なかった事をご報告いたします。

令和 5年 1月 30日

県立新発田病院

小野 智美 

議案 6) 支部理事交代について

下越支部役員（案）

役職	氏名	施設名
理事	斎藤 元明	下越総合健康開発センター
	今村 春香	下越総合健康開発センター
	高田 祐紀子	下越総合健康開発センター
	片沼 和輝	あがの市民病院
	大橋 孝宏	五泉中央病院
	神田 真志	県立新発田病院
	石川 幸生	県立新発田病院
	長濱 玲奈	厚生連村上総合病院
	菅原 陽子	県立坂町病院
	小林 健太	県立津川病院

表彰委員	筑波 聡	県立新発田病院
監査	小野 智美	県立新発田病院

新潟県臨床検査技師会下越支部会則

- 第1条 この会は新潟県臨床検査技師会と称し、事務所を支部長所属の施設に置く。
- 第2条 この会の会員は、下越地区に居住または勤務する臨床検査技師、衛生検査技師の資格を有する者とする。
2. この会に名誉会員をおくことができる。
名誉会員は、この会に顕著な功績のあった者、又はこの会の発展に寄与した学識経験者から選ぶ。
尚、県技師会に於いて名誉会員の称号を受けた者は自動的に支部名誉会員とする。
3. 名誉会員は、会則に定めた会費を免除する。
- 第3条 この会は会員の技術向上、研鑽並びに相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 研究・調査・発表会及び講習会
(2) 検査技術に関する情報交換
(3) 会員の福祉増進に対する計画の実施
(4) その他必要と認められる事項
- 第5条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|------|-----------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 地区理事 | 若干名（内1名は会計を兼ねる） |
2. 役員は選出委員会に於いて選出し、総会の承認を必要とする。支部長は役員の一選とする。任期は2年とし再選は妨げない。
- 第6条 総会は年1回以上とし、支部長が招集する。
2. 決議事項は出席者の過半数の同意により決定する。
- 第7条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とし、次年度総会に於いて会計の報告とする。
- 第8条 この会の会費は年額1,000円とし前納制とする。
- 第9条 この会に入会しようとする者は、当年度分の会費を添えて支部長に申し込むものとする。
- 第10条 この会を退会しようとする者は、その旨を支部長に届出なければならない。但し、既納の会費は返却しない。
- 第11条 この会の運営は、会費等を以って充てる。
- 第12条 この会則の変更は総会の決議によるものとする。

附則

1. この会則は昭和40年2月6日より施行する。
2. この会則は昭和59年3月24日より施行する。
3. この会則は平成7年3月25日より施行する。
4. この会則は平成12年4月1日より施行する。
5. この会則は平成21年4月1日より施行する。

下越支部役員選出規定

- 第1条 社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規定第4条1項及び支部会則第5条により役員選出は、この規定の定めるところによる。
- 第2条 下越支部役員選出委員会を設ける。
2. 委員の定数は5名以上とし、別表1の地区より選出する。
 3. 前項の委員は支部長が委嘱する。
 4. 役員選出委員長は委員の互選により選出する。
 5. 委員の任期は2年とする。

別表1

選出委員	県常任理事	県理事	監事	生涯教育委員	地区理事	選出地区
各地区 1以上 合計 5以上	1名	2名	1名	1名	2以上	村上市 胎内市
					5以上	新発田市
					2以上	阿賀町 阿賀野市 五泉市

推薦理事 若干名

- 第3条 理事・監事・生涯教育委員等の選出は別表1によるものとし、役員を選出方法は役員選出委員会に委ねる。
2. 県理事・県常任理事は地区理事より選出する。
 3. 支部長推薦の理事を置くことができる。
- 第4条 役員を選出結果は支部総会の承認を得る。
- 第5条 この規定は理事会の決議を経なければ変更できない。

附則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。
2. この規約は平成21年4月1日より施行する。